

5 主要要件等

対象地域 区分	過疎地域	地域未来投資促進法に 規定する同意促進区域	地方活力向上地域のうち認定地域再生計画に記載された地域		半島振興対策実施地域の うち認定産業振興促進計画 に記載された計画区域
軽減措置	課税免除	課税免除	課税免除(移転型)	不均一課税(拡充型)	不均一課税
対象税目(※1)	個人事業税 法人事業税 不動産取得税	不動産取得税	個人事業税 法人事業税 不動産取得税	不動産取得税	個人事業税 法人事業税 不動産取得税
対象者	青色申告書を提出している個人 又は法人	地域経済牽引事業計画の高知県知事 又は主務大臣の承認及び主務大臣の 承認を受けている者	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の高知県知事の認定 を受けている者		青色申告書を提出している個人 又は法人のうち、市町村の「産業 振興機械等の取得等にかかる確 認」を受けている者
対象となる 事業用設備等	製造業 旅館業(下宿営業を除く) 農林水産物等販売業(平成29年 4月1日以降の新增設に限る) 用の設備 個人事業税の対象の畜産業、 水産業(※2)	地域経済牽引事業施設の用に供する 設備	事務所 (調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業 部門、その他管理業務部門) 研究所(工場内の研究開発施設を含む) 研修所 用の設備		製造業 旅館業(下宿営業を除く) 有線放送業等 情報通信技術利用業 農林水産物等販売業 用の設備(認定産業振興促進計 画に記載された計画期間の初 日以降の新增設に限る。)
対象となる設備の 合計取得金額	2,700万円を超えるもの(※3)	建物及びその附属設備・構築物・土地 (※5)の取得額の合計が1億円(農林漁 業及びその関連業種(※6)は5,000万 円)を超えるもの	3,800万円以上のもの (中小企業者(※8)及び中小連結法人(※9)は1,900万円以上のもの)		500万円以上のもの(※11) (製造業及び旅館業については、 資本金の額が1,000万円超5,000 万円以下である法人は1,000万円 以上のもの、5,000万円超である 法人は2,000万円以上のもの)
対象となる設備の 新增設期間等	令和3年3月31日まで(※4)	高知県全域(平成29年12月22日～令和4年12月21日) 物部川地域(平成30年12月31日～令和5年12月30日) (※7)	平成30年10月19日から 令和4年3月31日までに知事の 承認を受けたもの(※10)	平成27年11月27日から 令和4年3月31日までに知事の 承認を受けたもの(※10)	平成25年6月29日から 令和3年3月31日まで(※4)
事業税の 適用期間	設備を事業の用に供した日の属 する年以降3箇年(法人事業税 は3箇年度) ただし、個人事業税の対象の畜 産業・水産業については、5箇年		設備を事業の用に供した日の属 する年以降3箇年 (法人事業税は3箇年度)		設備を事業の用に供した日の属 する年以降3箇年 (法人事業税は3箇年度)

- ※1 法人事業税と併せて申告納付する特別法人事業税又は地方法人特別税(国税)については対象になりません。
- ※2 個人事業税の対象の畜産業、水産業については、取得価額要件及び青色申告要件はありませんが、自家労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の1/3を超え、かつ、1/2以下であるものに限りません。
- ※3 対象事業用設備として取得した建物、附属設備及び機械装置が、租税特別措置法第12条第1項の表又は同法第45条第1項の表に該当する減価償却資産であることが必要です。
- ※4 この期間内に対象となる設備を取得し、対象となる事業の用に供することが必要です。
- ※5 地域経済牽引事業計画の承認の日以降に取得し、かつ取得日の翌日から起算して1年以内に対象となる設備である建物・構築物の建設着手がされた土地に限りません。
- ※6 製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業、卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいいます。
- ※7 地域経済牽引事業計画の承認を受けた日以降に限りません。
- ※8 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する個人及び同法42条の4第8項第7号に規定する法人をいいます。
- ※9 租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する法人をいいます。
- ※10 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の高知県知事の認定を受けた日以降に取得し、かつ認定日の翌日から起算して2年を経過する日までの間に対象となる設備を新增設した場合に限りません。
- ※11 対象事業用設備として取得した建物、附属設備、構築物及び機械装置が、租税特別措置法第12条第3項の表又は同法第45条第2項の表に該当する減価償却資産であることが必要です。

# 事業税・不動産取得税の課税免除・不均一課税について

高知県では、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、地域未来投資促進法、地域再生法によって指定を受けた地域内で、一定の要件に該当する対象事業用設備等の新增設を行った者(個人・法人)等に対して、県税(法人事業税、個人事業税、不動産取得税)の優遇措置(課税免除、不均一課税)を行っています。

## 1 対象地域一覧表

地域区分	市町村名
過疎地域	高知市(旧鏡村、旧土佐山村の区域)、室戸市、安芸市、須崎市、土佐清水市、四万十市(旧西土佐村の区域)、香南市(旧赤岡町、旧夜須町の区域)、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧本川村、旧吾北村の区域)、中土佐町、仁淀川町、越知町、橋原町、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
地域未来投資促進法に規定する同意促進区域	高知県全域(高知県及び34市町村) 物部川地域(南国市、香南市、香美市)
半島振興対策実施地域	宿毛市、土佐清水市、四万十市(旧中村市の区域)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町の区域)
地方活力向上地域(移転型)※1	県内各市町村のそれぞれ一部区域 (詳細は、高知県企業立地課(088-823-9693)にお問合せください。)
地方活力向上地域(拡充型)※2	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大豊町、いの町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、日高村、津野町、四万十町のそれぞれ一部区域 (詳細は、高知県企業立地課(088-823-9693)にお問合せください。)

※1 東京23区内から対象となる施設を移転するものです。

※2 東京23区以外から対象となる施設を移転するもの又は県内の対象となる施設を拡大するものです。

## 2 届出期限

- (1) 個人事業税 課税免除又は不均一課税を受けようとする年に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで。
- (2) 法人事業税 課税免除又は不均一課税を受けようとする事業年度に係る法人事業税の申告期限まで。
- (3) 不動産取得税 設備を事業の用に供した日の属する年に係る個人事業税の申告期限又は事業年度に係る法人事業税の申告期限まで。

## 3 新增設の範囲

次に掲げる対象事業用設備の新增設についても課税免除又は不均一課税の適用を受けることができます。

- ① 既存設備が災害により滅失又は損かいたため、その代替設備として新增設をした対象事業用設備
- ② 既存設備の取替え又は更新のために対象事業用設備の新增設をした場合で、その新增設により生産能力が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該対象事業用設備のうちその生産能力が増加した部分に係るもの
- ③ 指定区域内において、他者が対象事業の用に供していた対象事業用設備を取得した場合における対象事業用設備

## 4 不動産取得税の税率の特例

不動産取得税の税率は4%ですが、土地及び住宅については3%となる特例が設けられています。

不動産の取得の時期	区分	税率
平成20年4月1日から 令和3年3月31日まで	土地及び住宅	3%
	住宅以外の家屋	4%

## 6 課税免除額

### (1) 事業税

次の計算式によって、課税免除額の計算を行います。

$$\text{事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額} \times \frac{\text{当該新設又は増設をした対象事業用設備等に係る従業者の数}}{\text{当該対象事業用設備等を新設し又は増設した者が高知県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}} \times \text{事業税の税率}$$

なお、「従業者」とは、棒給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。(当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべき者とみなします。)

### (2) 不動産取得税

次の条件に該当する部分について、課税免除されます。

- ① 対象となる設備である家屋に係る不動産取得税
- ② ①の垂直投影部分である土地に係る不動産取得税(土地を取得した日の翌日から1年以内に当該家屋の建設着手があった場合に限りです。)

## 7 不均一課税額

### (1) 事業税

前記6の(1)に示す事業税の税率③に、次の事業年度の区分に応じ、それぞれの割合を乗じた数字を税率として、不均一課税されます。

なお、不均一課税の対象とならない部分は、通常の課税となります。

○ 初年度	2分の1	(例) 翌年度の場合 ①×②×(③×3/4) = 不均一課税額
○ 翌年度	4分の3	
○ 翌々年度	8分の7	

### (2) 不動産取得税

前記6の(2)の①及び②と同じ要件に該当する部分が不均一課税されます。

この場合の不動産取得税の税率は、標準税率の10分の1の税率となります。

## ● 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所	電話番号	管内区域
安芸県税事務所	0887-34-1161	室戸市、安芸市、安芸郡(東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)
中央東県税事務所	088-866-8500	高知市(三里、五台山、高須、大津、介良地区)、南国市、香南市、香美市、長岡郡(本山町、大豊町)、土佐郡(土佐町、大川村)
中央西県税事務所	088-821-4954	高知市(三里、五台山、高須、大津、介良地区を除く)、土佐市、吾川郡(いの町、仁淀川町)、高岡郡(佐川町、越知町、日高村)
須崎県税事務所	0889-42-2366	須崎市、高岡郡(中土佐町、橋原町、津野町、四万十町)
幡多県税事務所	0880-34-5114	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡(大月町、三原村、黒潮町)